

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	大津市歴史博物館
委 託 業 務 名	大津市歴史博物館吸収式冷温水発生機保守点検業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町
概 要	冷房・暖房を開始時に行う保守作業（年2回）、冷房運転中に行う保守点検（年1回）、冷却水電熱管の簡易薬品洗浄、吸収液及びインヒビター分析、テレメンテ遠隔監視
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで （契約更新は2回を限度とする。）
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 金 額	1,320,000 円(税込)
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 守山市伊勢町627番地 〔名 称〕 川重冷熱工業株式会社 京滋支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>当館が設置している冷温水発生機は川重冷熱工業株式会社の製品である。同社は機器の構造等に精通しており、保守点検にも万全を期すことができる。また、同社以外による保守点検等実施の場合保安上重大な問題が生じる可能性があり、製造者責任の観点において入札は適さない。加えて、当該業務は同機器のテレメンテ遠隔監視も行うため、同業者でないと通信の受信管理が行えないことから、随意契約を締結するもの。</p> <p>保安上重大な問題とは、誤った保守点検を行った場合、吸収器バーナー燃焼異常で冷温水発生機が停止し、適切な温度管理が出来なくなることで収蔵品に多大な影響がでることや、真空漏れを発生させた場合、機器が錆びることが挙げられる。</p>
根 拠 規 程	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>